

令和7年6月30日(月)
問合せ 総務部総務課職員係
電話 0126-62-3131
担当 総務部長

職員の懲戒処分について

下記のとおり懲戒処分しましたので、職員の懲戒処分の取扱等に関する規程(平成19年訓令第8号)に基づき公表します。

記

1 所属名

都市整備部

2 職名

主査

3 年齢

54歳

4 非違行為の概要

令和7年6月3日、運転免許証の有効期限が失効していることに気が付き、直ちに所属の上司に報告し、美唄警察署に出頭した。

運転免許証の有効期限が失効してから気が付くまでの令和6年11月29日から令和7年6月3日までの187日間において、公用車を28回、1,306キロメートルにわたり無免許運転した。

5 処分内容

減給10分の1(3か月)

6 処分年月日

令和7年6月30日(月)